

安全保障理事会決議 1888 (2009)

2009年9月30日、安全保障理事会第6195回会合にて採択

安全保障理事会は、

決議 1325 (2000)、1612 (2005)、1674 (2006)、1820 (2008)、および 1882 (2009) ならびに関連するすべての議長声明の、継続的かつ完全な履行への公約を再確認し、

2009年7月16日の事務総長報告書 (S/2009/362) を歓迎し、しかしながらとりわけ女性と子供に対する、特に少女に対する武力紛争状況における性的暴力の問題に対する進展の欠如を深く懸念し続け、また事務総長報告書に文書化されているように、性的暴力が世界中の武力紛争下で生じていることに留意し、

武力紛争の状況におけるすべての形態の性的暴力を含む女性と子供に対する暴力への繰り返される非難にもかかわらず、また即座の効果を持つそのような行為の停止について武力紛争のすべての当事者に対する呼びかけにもかかわらず、そのような行為が生じ続けまたある状況においては体系化あるいは大規模化してきたことに深い懸念をくり返し表明し、

北京宣言および行動綱領 (A/52/231) また「女性 2000 年：21 世紀に向けた男女平等、開発および平和」(A/S-23/10/Rev.1) と題された第 23 回国際連合特別総会の成果文書に含まれた、とりわけ女性と武力紛争に関する公約を想起し、

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、同選択議定書、児童の権利に関する条約および同選択議定書の当事国の義務を再確認し、またそのようにしていない国家に対しては、批准または加入を考慮するように促し、

国際人道法が、武力紛争中の文民の一部として女性と子どもの一般的な保護を、また彼らが特に危険にさらされる可能性があるという事実から特別な保護を提供していることを想起し、

不処罰を終わらせ、集団殺害、人道に対する罪、戦争犯罪および市民に対して行われる他の残虐な犯罪に責任を有する者を訴追する国家の責任を想起し、この点に対して、紛争中および紛争後の状況において国内の司法制度が著しく弱体化していることを確認しつつ、性的暴力を犯した者のわずか少数の者のみが訴追されていることに懸念しつつ留意し、

紛争中または紛争から回復する社会が、武力紛争によって被害を受けた市民に対して行われた過去の虐待を受け入れ、そのような虐待を将来防止するのであれば、不処罰を終わらせることは必要不可欠であることを再確認し国内、国際および「混合」刑事裁判所や法廷ならびに真実と和解の委員会を含む、裁判や和解の手段の十分な種類が考慮されるべきことに注意を払いそのような手段が重大な犯罪についての個人の責任のみならず、平和、真実、和解および犠牲者の権利をも促進できることに留意し、

国際刑事裁判所のローマ規程およびアドホックな国際刑事法廷の規程における性的暴力の違反の範囲の包含を想起し、

すべての国家および紛争の非国家当事者が、すべての形態の性的暴力に関する禁止を含む、適用される国際法上の彼らの義務に完全に従うことの必要性を強調し、

命令の責任原則に合致して、性的暴力を防止しまた不処罰と闘い責任を執行するという公約と政治的意思を表明することの文民おと軍人の指導者の必要性、また不作為は紛争における性的暴力の事件が容認されるというメッセージを伝える可能性があることを確認し、

停戦以前の人道上のアクセスおよび人権についての合意、停戦および停戦監視、武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）、司法分野改革（SSR）の取極、正義と救済、紛争後の回復と開発の分野を特に含み、危険にさらされている人々を保護しまた完全な安定を促進するために、和平プロセスおよび仲介の取り組みの最初から、性的暴力の問題に取り組む重要性を強調し、

正式な和平プロセスにおける女性の代表不足、性的暴力に対応する適切な訓練を得た仲介者および停戦監視者の不足、国際連合が主催する和平会談における、長または指導的な和平仲介者としての女性の不足を懸念しつつ留意し、

女性の促進と能力の強化、また女性組織とネットワークの支援は女性の平等かつ完全な参加を促進するために、平和の統合において必要不可欠であることを確認し、加盟国、援助供与者、および非政府組織を含む、市民社会に対してこの点に関して支援を提供することを奨励し、

文民、軍事および警察機能の平和維持ミッションの女性の包含を歓迎し、武力紛争によって被害を受けた女性および子どもは平和維持ミッションにおいての女性と共に行動しまた虐待を報告することにより安心感を感じることに、また女性の平和維持隊員の存在は、現地の女性による国家の武装および治安部隊への参加を促す可能性があり、したがってすべ

での者に対して、特に女性にアクセスしやすくまた対応のよい治安分野の構築を助けることを確認し、

決議 1325 (2000) および 1820 (2008)、ならびに決議 1820 (2008) を効果的に履行するための平和維持ミッションの文民、軍事および警察部門を支援する活動指針を促すために平和維持活動における軍事要員のためのジェンダー指針を発展させる平和維持活動局の取り組みを歓迎し、

2009年7月16日の事務総長報告書(S/2009/362)を審議し、本決議は、事務総長報告書において言及されている状況がジュネーブ諸条約およびその追加議定書の文脈における武力紛争か否かということに関する法的な決定を求めるものではなく、またそれら状況に関与する非国家当事者の法的地位に予断を与えるものではないことを強調し、

国際法に違反して子どもを勧誘または使用することに従事する武力紛争の状況における当事者についての、子どもおよび武力紛争に関する事務総長年次報告書における添付資料のリストを、適用する国際法に違反し、武力紛争の状況において、子どもの殺害および不具の様式ならびに/または子どもに対するレイプおよび他の性的暴力に従事する武力紛争に対する当事者をも含めるように拡大する2009年8月4日の決議1882 (S/RES/1882) における安保理の決定を想起し、

決議1325の履行を監視し、また国際連合システム内でのジェンダーの主流化、女性の能力の強化および男女平等を促進するために、ジェンダー問題に関する特別アドバイザー室に現在与えられている役割を留意し、この分野における国際連合システム内の効果的調整の重要性を表明し、

国家が自らの市民の人権、また関連する国際法によって規定されている領域内でのすべての個人を尊重し守る主要な責任を負うことを確認し、

武力紛争の当事者が、被害を受けた市民の保護を確実にするすべての可能な措置を取る主要な責任を再確認し、

国際の平和と安全の維持に対する主要な責任と、これに関連して、性的暴力に関するものを含み、市民に対する武力紛争の広範に及ぶ影響に対応し続ける公約をくり返し表明し、

1. 性的暴力が、意図的に市民を標的とする戦略としてあるいは市民に対する広範囲または体系的な攻撃の一部として用いられあるいは行われる際には、武力紛争の状況を著し

く悪化させまた国際の平和と安全の回復を妨げる可能性があることを再確認し、この点に関して、そのような性的暴力の行為を予防しまた対応するための効果的措置は国際の平和と安全の維持に著しく貢献できることを確認し、また、安保理の議題として状況を審議する際には、必要な場合には、武力紛争の状況における広範なまたは体系的な性的暴力に対処する適切な措置を取る用意のあることを表明する。

2. 武力紛争のすべての当事者による、即座に効果を持つ、性的暴力のすべての行為の完全な停止を求める要求をくり返し表明する。
3. 特に適切な軍事的訓練措置を行い、命令責任の原則を維持し、市民に対するすべての形態の性的暴力の無条件の禁止に関して軍を訓練し、性的暴力を煽る通念を暴露し、性的暴力を含む国際人道法および人権法の重大な違反に関与する者の排除を確実にする、国軍および治安部隊の候補者の身元を調査することを含み、すべての形態の性的暴力から、女性と子供を含む市民を保護するために、武力紛争のすべての当事者が、即座に適切な措置を取ることを求める。
4. 一貫したまた戦略的な指導力を提供し、現存の国際連合の調整メカニズムを強化するために効果的に働き、主には機関間のイニシアティブである「紛争における性的暴力に対する国際連合の行動」を通じて、すべての関連する利害関係者の間の努力の協力および調整を促進しながら、とくに本部および国のレベルにおいて、武力紛争における性的暴力に取り組むために、軍および司法代表を含む政府と共に、また武力紛争のすべての当事者また市民社会とも同様に、啓蒙の取り組みに従事する、特別代表を任命することを、国際連合事務総長に対して要請する。
5. 紛争における性的暴力に対する国連行動を構成する構成員、および国際連合システムの他の関連部分に対して、上述の事務総長特別代表の仕事を支援し、また調整を強化し、本部および国レベルでの重複を回避し、またすべてのシステムに及ぶ対応を改善するために、協力およびすべての関連する利害関係者の間の情報共有を継続し強化することを奨励する。
6. 国家に対して、遅滞なく、紛争における性的暴力の犯罪者を訴追し、生存者が司法にアクセスし、司法プロセスを通じて尊厳を持って扱われ、彼らの苦しみについて保護されまた救済を受けられることを確保する目的で、適宜、国際法に合致して、包括的な法および司法改革を行うことを促す。
7. 紛争のすべての当事者に対して、市民あるいは軍事要員によって行われた性的暴力の

すべての報告が完全に調査され、犯罪行為の容疑者が訴追され、国際人道法に従い、文民の上官および軍の司令官が、不処罰と戦うことを含み、性的暴力を予防するために自らの権限および権力を用いることを確実にすることを促す。

8. 事務総長に対して、現地における国際連合の現地関与を通じてまた受け入れ国の合意のもとに活動する、法の支配を強化するために国家当局を支援し、武力紛争における性的暴力に関する特別な懸念の状況に対する、専門家集団を即座に配置する適切な措置を確定しまた取ることを求め、また、適宜、法の支配、文民と軍事司法制度、仲介、刑事捜査、治安部門改革、証人の保護、公正な公判の基準および一般広報における必要な専門性を活かしつつ、国際連合システム内の現存の人的資源および自発的拠出金を用いることを勧告する。とりわけそれらには以下のものを含む。

(a) 国家の能力の強化によるものを含み、不処罰に対応するために、また司法メカニズムのすべての範囲が考慮されるように注意を払い、関連する政府の文民および軍事司法制度における、国家の法的小および司法の職員および要員と密接に働く。

(b) 国家の対応におけるギャップを確定し、刑事上の説明責任、犠牲者への配慮ある対応、および司法能力の強化を含む、武力紛争における性的暴力に対処するための包括的な国家の取組を奨励する。

(c) 武力紛争における性的暴力に対応する政府の能力を強化するため国内および国際的な努力および資源の調整をする勧告を行う。

(d) 決議 1820(2008)により求められた措置の完全な履行に向けて、国際連合ミッション、国別現地チーム、および上述の事務総長特別代表とともに、適宜活動する。

9. 国家、関連国際連合諸団体、および市民社会に対して、武力紛争における性的暴力に関する特別な懸念の状況において司法および法執行システムの国家能力を構築するために、適宜、国家当局との密接な協力において、支援を提供することを奨励する。

10. 武力紛争の状況において目標とされる制裁の採用あるいは更新において、適当な場合には、レイプの行為およびその他の性的暴力の形態に関連する明示された基準を含み、考慮するその意図をくり返し表明し、またすべての平和維持およびその他の関連する国際連合ミッションおよび国際連合諸機関、とりわけ、子どもと武力紛争に関する作業部会に対して、関連する国際連合安全保障理事会制裁委員会の監視グループおよび専門家集団を含み、関連する国際連合安全保障理事会制裁委員会と、性的暴力に関するすべて

の関連する情報を共有することを求める。

11. 平和維持の職務権限を設立しあるいは更新する決議が、適宜、安保理への報告の要請に対応して、性的暴力の予防また対応に関する規定を含むことを確実とする意図を表明する。
12. 事例に応じて、ジェンダーアドバイザーと人権保護ユニット内の女性の保護アドバイザー（WPAs）の確定を含み、国際連合平和維持活動の職務権限にレイブおよび他の性的暴力からの女性および子どもの保護についての特定の規定を、適宜、含めることを決定し、事務総長に対して、各国際連合平和維持活動の準備の間、WPAs の数および役割が体系的に評価される必要性を確実とすることを要請する。
13. 国家に対して、国際社会の支援のもと、とくに農村において、性的暴力の犠牲者に対する健康上のケア、心理社会的な支援、法的支援および社会経済的な統合サービスへのアクセスを増加するように奨励する。
14. 武力紛争の分野における女性の懸念およびニーズに関して現地において地方の女性および女性組織との相互に影響する会合の組織化を通じて、紛争地域の定期的な現地訪問のよりよい利用を行うその意図を表明する。
15. 存在する場合には伝統的な指導者および宗教指導者を含む、国家および地方のレベルでの指導者に対して、犠牲者を社会の隅に追いやり犠牲者の烙印を押すことを防ぎ、社会復帰を支援しまたこれら犯罪への不処罰の文化と闘うために、性的暴力に関して共同体が十分な注意を促すようにより積極的な役割を果たすことを奨励する。
16. 事務総長、加盟国および地域機構の長に対して、紛争解決および平和構築に関して仲介のプロセスおよび意思決定プロセスに女性の代表を増加する措置を取るよう促す。
17. 性的暴力の問題が国際連合主催のすべての平和交渉の議題に含まれることを促し、またそのような状況において、とりわけ、停戦前、人道アクセスおよび人権の合意、停戦および停戦監視、DDR および SSR の取極、武装および治安部隊の身元調査、司法、救済および回復/開発の分野において、和平プロセスの最初から性的暴力の問題を包含することを促す。
18. 社会の再構築における女性の重要な役割に留意しながら、紛争後の状況における不安定を減少させる包括的なジェンダーに基づいた取組を促進することにおける平和構築委

員会の役割を再確認し、また平和構築委員会に対して紛争後の戦略において性的暴力を減少させるための措置を組み入れまた履行する議題に関して、国内のすべての当事者を奨励するように促す。

19. 加盟国に対して、国際連合平和維持活動により多くの数の女性の軍事および警察要員を配置し、またすべての軍事および警察要員に対して責任を実行するために十分な訓練を提供することを奨励する。
20. 事務総長に対して、展開前および導入時の訓練において性的暴力の対応に関して軍事および警察要員への指針を含めるために、技術支援が兵力および警察提供国に提供されることを確実にすることを要請する。
21. 事務総長に対して、国際連合平和維持活動における性的搾取および虐待を容赦なく取り締まるという政策を履行する取り組みを継続しまた強化することを要請し、兵力および警察提供国に対して、展開前および現地での啓発訓練をふくむ適切な事前予防策を講じ、および自国の要員がかかる行為に関与した場合には、全面的なアカウンタビリティを確保するためその他の行動を取ることを促す。
22. 事務総長に対して すべての関連国際連合諸団体に対して、すべての関連する事務所および部局内および現地において十分な財政上および人的支援の配分を確実にすることを含み、それぞれの組織内でジェンダー問題の体系的な主流化を確実にし、またそれぞれの職務権限内で、武力紛争における性的暴力の問題に対応する際に協力および調整を強化する特別な措置を取るよう指導を続けるように要請する。
23. 関連の事務総長特別代表および緊急支援調整官に対して、国連行動ネットワークからの戦略的および技術支援とともに、すべての関連する利害関係者との協議において、性的暴力と闘う合同政府－国際連合包括的戦略を発展させるために、また本部に対して彼らの基準報告書においてこれに関して定期的に最新情報を提供するために、加盟国とともに働くことを促す。
24. 事務総長に対して、安保理へのすべての関連する報告において、武力紛争における事件の傾向、生じつつある攻撃のパターン、および性的暴力の使用についての早期警報指標に関するより体系的な報告を確実にすることを要請し、また事務総長特別代表、緊急支援調整官、人権高等弁務官、女性に対する暴力に関する特別報告者、および国連行動の議長（達）に対して、上述の特別代表との調整において、安保理に武力紛争における性的暴力に関する追加の要旨および文書を提供することを奨励する。

25. 事務総長に対して、適当な場合には、個別の平和維持活動に関する彼の定期報告書において、性的暴力に対して、市民、特に女性および子どもを保護するための措置を履行するために取られた措置に関する情報を含むことを要請する。

26. 事務総長に対して、彼の報告書に含まれた提案およびその他のいかなる関連する要素を考慮しつつ、緊急にまた望むべくは3か月以内に、適切な行動を取ることを考慮して、国際連合機関の対応のギャップに関して、時宜にかなった、客観的、正確、また信頼できる情報を提供するために、国際連合システムからの専門性および国家政府、地域的機構、助言的能力を有する非政府組織および様々な市民社会の主体からの貢献を利用しつつ、武力紛争および紛争後の状況において、レイプおよび他の性的暴力からの女性や子どもの保護に関する現存の国際連合システムにおけるより効果的また効率的な方法において勧告および報告を確実にする方法について特別な提案を考案することを要請する。

27. 事務総長に対して、決議 1820 (2008) の履行に関して安保理に年次報告書を提出し続け、また本決議および決議 1820 (2008) の履行に関して、彼の次の報告書を、次の事項を特に含み、2010年9月までに提出することを要請する。

(a)時宜にかなったまた道義にかなった情報の収集に関する詳細な調整および戦略計画

(b)性的暴力に対応するために、常駐調整/人道調整官 (RC/HC)、国際連合国別現地チーム、および適当な場合には、上述の特別代表および/あるいは専門家チームと密接に働くために性的暴力に関する国際連合ミッションフォーカルポイントによる取り組みに関する最新情報

(c)安保理の議題となっている状況における、レイプあるいは他の形態の性的暴力が行われる様式についてのきわめて疑わしい武力紛争の当事者に関する情報

28. 国際連合の混成のジェンダー団体に関する総会決議 63/311 により設立されたプロセスを考慮しつつ、主文第4項において要請された特別代表および主文第8項における専門家チームの職務権限を2年以内に、またその後は適宜、再検討することを決定する。

29. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。